

令和4年度第1回一橋大学機関リポジトリ運営会議議事要旨

日 時 : 令和4年6月29日(水)10時00分～11時00分

場 所 : オンライン会議

出席者 : 三隅(統括責任者)、阿部、山下、中山、小峰、田中、松原、佐藤、風間 各委員

事務局 : 学術情報課(山中、石山、山下、藤代)

I. 報告事項:

1. 令和3年度第3回機関リポジトリ運営会議議事要旨

資料2に基づき前回議事要旨の確認を行った。

2. 令和3年度一橋大学機関リポジトリ事業実施報告

石山電子情報係員より資料3に基づき報告があった。

3. 博士論文の本学機関リポジトリ登録状況について

石山電子情報係員より資料4に基づき報告があり、以下のとおり質疑応答を行った。

- 令和3年度の要約公表件数が2件というのは少ないのではないか。
- 令和3年度に関しては、学位授与後1年の提出期限内であり、今後全文または要約が提出されてくるものと考えている。令和2年度の本文・要約捕捉率が80%未満となっていることについては、引き続き研究科や教育担当副学長への説明などを行っていききたい。

4. 本学機関リポジトリ関連の各種統計について

石山電子情報係員より資料5に基づき報告があった。

5. その他

特になし

II. 審議事項:

1. 令和3年度一橋大学機関リポジトリ事業決算について

石山電子情報係員より資料6に基づき説明があり、原案どおり承認された。

2. 令和4年度一橋大学機関リポジトリ事業計画について

石山電子情報係員より資料7に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答を行った後、原案どおり承認された。

- 学制史資料の著作権処理について、著作権者が誰であるかを特定することは難しく、また細谷新治先生が著作権者である場合が大部分であると思われるが、どのように著作権処理をするのか。また一般市場に流通していない行政文書に近い性質の資料についても、著作権は発生するのか。
- 著作権者を特定した上での個別照会が難しいため、オプトアウト方式での許諾照会を実施したいと考えている。

※後日確認したところ、著作物であるが著作権が認められないものとして(①憲法やその他の法令、②国や地方公共団体の機関、独立行政法人などが発する告示、訓令、通達など、③裁判所の判

決、決定、命令など、④上記に該当する翻訳物や編集物で国や地方公共団体の機関、独立行政法人などが作成したもの【著作権法第十三条】があるが、学制史資料については、これに該当せず、著作権が発生するものであると考えられる。

- 戦前の卒業アルバムについて、いつ頃に登録が完了する予定か。また対象とする年代はいつのものか。一橋大学の沿革史(例えば東京商科大学まで)に合わせる方法もあるのではないか。
- 現在利用者サービス担当と調整中であるが、今年度中の登録を目指している。対象範囲は単純に年代で区切り、1945年以前を考えている。

3. 令和4年度一橋大学機関リポジトリ事業予算について

石山電子情報係員より資料8に基づき説明があり、原案どおり承認された。

4. HRIの更改に伴う研究成果の公開手続きの変更について

石山電子情報係員より資料9に基づき報告があり、以下のとおり質疑応答を行った後、原案どおり承認された。

- 機関リポジトリ登録後のメタデータのURLをresearchmapに入力する件について、全対象教員分の代理入力権限を一律にリポジトリ事務担当に付与して対応するということはないのか。
- 今回の提案では、代行入力の希望のある教員のみを対象としている。
- 「出版者の同意」について、何をどのように確認すべきなのか、ガイダンス資料があると良いのではないか。
- ガイダンス資料を作成し、照会リストと併せて送付することとする。

回答要領について、回答票と別ファイルにした方が良いかの確認があり、特に意見は出なかったため、リポジトリ事務担当の方で検討することとなった。

5. 一橋大学オープンアクセス方針実施要領の改定について

石山電子情報係員より資料10に基づき説明があり、原案どおり承認された。

III. その他

1. 研究データの管理・公開に関する動向について

石山電子情報係員より資料11に基づき説明があった。

以上